



JASDAQ

平成 23 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社マックハウス
代表者名 代表取締役社長 舟橋浩司
(JASDAQ・コード7603)
問合せ先 取締役業務改革室長 杉浦功四郎
(TEL. 03-3316-1911)

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法違反に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）の規定に違反する事実が認められ、これを是正すべき旨の勧告を受けました。

これは、取引各社と取り交わした契約に基づき、当社が仕入代金の額から「歩引き」「消化促進値引き」「事務手数料」と称して支払代金を減額していた行為が下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）に、「返品再納品」と称して商品在庫を一定期間取引各社に保管させるために引き取らせた行為が下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）に、それぞれ違反すると判断されたものです。

当社では、仕入先様にご負担いただくべき費用について、仕入金額からの差引計算により処理をする等の慣行が従前より存在しておりましたが、特定の仕入先様が下請事業者様に該当するとの認識が無かったために今回の勧告を受けるに至ったものであります。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、下請代金の減額の対象となった下請事業者様に対し、平成 23 年 3 月 22 日付で減額を行った金額全額を返還いたしました。この返還が当社業績に及ぼす影響は軽微であり、平成 22 年 10 月 5 日発表の平成 23 年 2 月期業績予想に変更はございません。また、「返品再納品」に係る商品につきましては、平成 21 年 9 月、平成 22 年 9 月及び同年 10 月に再度引き取り済であります。

今後は、かかる行為を一切発生させることの無いよう、コンプライアンスチェック体制の整備を図ってこれを役職員に周知徹底するとともに、改めて下請法遵守に係る社内教育を徹底し、コンプライアンス意識の向上と再発防止に努めてまいります。

かかる法規に抵触する結果となったことは極めて遺憾であるとともに、下請事業者様をはじめ、関係各位にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

以 上